

帯広市水防計画 新旧対照表

掲載頁	旧	新	備考
表紙	帯広市水防計画 <u>平成 25 年 2 月</u> 帯広市	帯広市水防計画 <u>平成 26 年 月</u> 帯広市	
目次	第 1 章 総則…………… 1 第 2 章 水防組織…………… 3 第 3 章 重要水防箇所…………… 5 第 4 章 予報及び警報…………… 6 第 5 章 気象予報等の情報収集…………… 13 第 6 章 ダム・水門等の操作…………… 14 第 7 章 通信連絡…………… 15 第 8 章 水防施設及び輸送…………… 17 第 9 章 水防活動…………… 18 第 10 章 水防信号、水防標識等…………… 22 第 11 章 協力及び応援…………… 24 第 12 章 費用負担と公用負担…………… 25 資料編…………… 27	第 1 章 総則…………… 1 第 2 章 水防組織…………… 3 第 3 章 重要水防箇所…………… 5 第 4 章 予報及び警報…………… 6 第 5 章 気象予報等の情報収集…………… 13 第 6 章 ダム・水門等の操作…………… 14 第 7 章 通信連絡…………… 15 第 8 章 水防施設及び輸送…………… <u>18</u> 第 9 章 水防活動…………… <u>19</u> 第 10 章 水防信号、水防標識等…………… <u>23</u> 第 11 章 協力及び応援…………… <u>25</u> 第 12 章 費用負担と公用負担…………… <u>27</u> 資料編…………… <u>29</u>	ページの変更
第 1 章 第 1 節 1 頁	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 目 的</p> <p>この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる帯広市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、<u>防ぎよ</u>し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 目 的</p> <p>この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる帯広市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、<u>防御</u>し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p>	「防ぎよ」を「防御」に変更

<p>第1章 第2節 1頁</p>	<p>第2節 水防の責任等</p> <p>水防に関する各機関等について、水防法に規定されている責任、義務及び処理すべき事務は次のとおりである。</p> <p>1 帯広市（水防管理団体）</p> <p>管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>(1) 平常時における河川等の巡視（法第9条） (2) 水位の通報（法第12条第1項） (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条） (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条） (5) 警戒区域の設定（法第21条） (6) 警察官の援助の要求（法第22条） (7) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条） (8) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条） (9) 公用負担（法第28条） (10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条） (11) 水防訓練の実施（<u>法第32条の二</u>） (12) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項） (13) 水防協力団体の指定（法第36条）</p>	<p>第2節 水防の責任等</p> <p>水防に関する各機関等について、水防法に規定されている責任、義務及び処理すべき事務は次のとおりである。</p> <p>1 帯広市（水防管理団体）</p> <p>管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>(1) 平常時における河川等の巡視（法第9条） (2) 水位の通報（法第12条第1項） (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条） (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条） (5) 警戒区域の設定（法第21条） (6) 警察官の援助の要求（法第22条） (7) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条） (8) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条） (9) 公用負担（法第28条） (10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条） (11) 水防訓練の実施（<u>法第32条の2</u>） (12) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項） (13) 水防協力団体の指定（法第36条）</p>	<p>「浸水の防止」 を追記</p>
<p>第1章 第2節 1頁</p>	<p>2 北海道</p> <p>道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>(1) 指定水防管理団体の指定（法第4条） (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第5項） (3) 気象予報及び警報、洪水予報の伝達（法第10条第3項） (4) 洪水予報の発表及び通知（第11条第1項） (5) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条） (6) 水位情報の通知及び周知（法第13条） (7) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条） (8) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項） (9) 水防信号の指定（法第20条） (10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条） (11) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条） (12) 水防に関する勧告及び助言（法第48条）</p>	<p>2 北海道</p> <p>道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>(1) 指定水防管理団体の指定（法第4条） (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第6項） <u>(3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</u> <u>(4) 北海道水防協議会の設置（法第8条第1項）</u> <u>(5) 気象予報及び警報、洪水予報の伝達（法第10条第3項）</u> <u>(6) 洪水予報の発表及び通知（第11条第1項）</u> <u>(7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）</u> <u>(8) 水位情報の通知及び周知（法第13条）</u> <u>(9) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第13条の2）</u> <u>(10) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）</u> <u>(11) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）</u> <u>(12) 水防信号の指定（法第20条）</u> <u>(13) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）</u> <u>(14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）</u> <u>(15) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）</u> <u>(16) 水防に関する勧告及び助言（法第48条）</u></p>	<p>4項目の追加</p>

<p>第1章 第2節 2頁</p>	<p>3 国土交通省（北海道開発局） (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項） (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条） (3) 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項） (4) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条） (5) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）</p>	<p>3 国土交通省（北海道開発局） <u>(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</u> <u>(2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項）</u> <u>(3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）</u> <u>(4) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第13条の2）</u> <u>(5) 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）</u> <u>(6) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）</u> <u>(7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）</u></p>	<p>2項目の追加</p>
<p>第4章 第1節 6頁</p>	<p style="text-align: center;">第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 気象庁が行う気象予報及び警報</p> <hr/> <p>1 種類及び発表基準 気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときに帯広測候所から発表される注意報、警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代えられる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 予報及び警報</p> <p>第1節 気象庁が行う気象予報及び警報</p> <hr/> <p>1 種類及び発表基準 気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときに帯広測候所から発表される注意報、警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代えられる。 <u>なお、特別警報は、一般の利用に適合する警報をするものであるが、水防活動の利用には適合しない。</u></p>	<p>特別警報について、適合しない旨の追記</p>

第2節 指定河川洪水予報【対象河川／十勝川、札内川、帯広川】

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位に到達し、さらに上昇するとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれるとき、あるいは一定時間後にはん濫危険水位に到達が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位に到達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生したとき

第2節 **洪水予報河川における洪水予報**【対象河川／十勝川、札内川、帯広川】

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

表題の変更

大臣、知事からの通知を追記

「はん濫」を「氾濫」に変更

危険レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川の水位	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	(はん濫発生)
洪水予報の種類	(発表なし)	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫警戒情報 (洪水警報)	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫発生情報 (洪水警報)
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・避難準備情報の発令を検討	・避難勧告等の発令を判断	・住民避難完了	・逃げ遅れた住民の救助等

危険レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川の水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(氾濫発生)
洪水予報の種類	(発表なし)	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫発生情報 (洪水警報)
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・避難準備情報の発令を検討	・避難勧告等の発令を判断	・住民避難完了	・逃げ遅れた住民の救助等

「はん濫」を「氾濫」に変更

▼洪水予報河川と水位設定 (m)

管理者	河川名	洪水予報 基準地点	水防団待機 水位	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90
	札内川	札内(東13南8)	34.50	35.10	-	-
		南帯橋(愛国町)	76.60	77.40	-	-
		第2大川橋(大正町)	103.20	104.10	104.70	104.80
	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90

▼洪水予報河川と水位設定 (m)

管理者	河川名	洪水予報 基準地点	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90
	札内川	札内(東13南8)	34.50	35.10	-	-
		南帯橋(愛国町)	76.60	77.40	-	-
		第2大川橋(大正町)	103.20	104.10	104.70	104.80
	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90

「はん濫」を
「氾濫」に変更

第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

▼水位周知河川と基準点水位（m）

管理者	河川名	基準地点	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
北海道	帯広川	芽室町北伏古	71.58	72.58	73.35	73.71
		西1南3	33.27	34.23	34.91	35.32
		西2南2	51.20	52.28	53.02	53.49
		上帯広町	143.76	144.83	-	145.63
	ウツベツ川	西1南9	37.58	38.09	38.54	39.29
	売買川	西7南3 2	49.76	50.22	50.93	52.20
	新帯広川	西2北1	47.00	48.15	48.86	49.45
	柏林台川	西1南2	43.59	43.97	44.14	44.88

第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は国土交通大臣が指定した河川について、水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

▼水位周知河川と基準点水位（m）

管理者	河川名	基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
北海道	帯広川	芽室町北伏古	71.58	72.58	73.35	73.71
		西1南3	33.27	34.23	34.91	35.32
		西2南2	51.20	52.28	53.02	53.49
		上帯広町	143.76	144.83	-	145.63
	ウツベツ川	西1南9	37.58	38.09	38.54	39.29
	売買川	西7南3 2	49.76	50.22	50.93	52.20
	新帯広川	西2北1	47.00	48.15	48.86	49.45
	柏林台川	西1南2	43.59	43.97	44.14	44.88

大臣、知事からの通知を追記

「はん濫」を「氾濫」に変更

第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

2 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係る機関に通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係る機関に通知する。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

「内容」を「発表」に変更

第4章
第4節
10頁

危険レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川の水位	水防団待機水	はん濫注意水	避難判断水	はん濫危険水	(はん濫発生)
水防警報の種類	待機	準備・出動	指示	指示	指示
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・避難準備情報の発令を検討	・避難勧告等の発令を判断	・住民避難完了	・逃げ遅れた住民の救助等

危険レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川の水位	水防団待機水	氾濫注意水	避難判断水	氾濫危険水	(氾濫発生)
洪水予報の種類	(発表なし)	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫発生情報 (洪水警報)
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・避難準備情報の発令を検討	・避難勧告等の発令を判断	・住民避難完了	・逃げ遅れた住民の救助等

「はん濫」を
「氾濫」に変更

第4章
第4節
10頁

▼基準点水位 (m)

管理者	河川名	水防警報基準地点	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90	
		札内川	札内(東13南8)	34.50	35.10	-	-
			南帯橋(愛国町)	76.60	77.40	-	-
			第2大川橋(大正町)	103.20	104.10	104.70	104.80
北海道	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90	
		芽室町北伏古	71.58	72.58	73.35	73.71	
		西1南3	33.27	34.23	34.91	35.32	
		西2南2	51.20	52.28	53.02	53.49	
	上帯広町	143.76	144.83	-	145.63		
	ウツバツ川	西1南9	37.58	38.09	38.54	39.29	
	売買川	西7南32	49.76	50.22	50.93	52.20	
	新帯広川	西2北1	47.00	48.15	48.86	49.45	
	柏林台川	西1南2	43.59	43.97	44.14	44.88	

▼基準点水位 (m)

管理者	河川名	水防警報基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90	
		札内川	札内(東13南8)	34.50	35.10	-	-
			南帯橋(愛国町)	76.60	77.40	-	-
			第2大川橋(大正町)	103.20	104.10	104.70	104.80
北海道	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90	
		芽室町北伏古	71.58	72.58	73.35	73.71	
		西1南3	33.27	34.23	34.91	35.32	
		西2南2	51.20	52.28	53.02	53.49	
	上帯広町	143.76	144.83	-	145.63		
	ウツバツ川	西1南9	37.58	38.09	38.54	39.29	
	売買川	西7南32	49.76	50.22	50.93	52.20	
	新帯広川	西2北1	47.00	48.15	48.86	49.45	
	柏林台川	西1南2	43.59	43.97	44.14	44.88	

「はん濫」を
「氾濫」に変更

<p>第6章 第1節 14頁</p>	<p style="text-align: center;">第6章 ダム・水門等の操作</p> <p>第1節 ダム・水門等</p> <hr/> <p>水防上重要な水門等は資料2のとおりである。 ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。 ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編 p. 30 資料2 水門等一覧</p>	<p style="text-align: center;">第6章 ダム・水門等の操作</p> <p>第1節 ダム・水門等</p> <hr/> <p>水防上重要な水門等は資料2のとおりである。 ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。 ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編 p. 32 資料2 水門等一覧</p>	<p>ページの変更</p>
----------------------------	--	--	---------------

<p>第7章 第1節 15頁</p>	<p style="text-align: center;">第7章 通信連絡</p> <p>第1節 水防通信網の確保</p> <hr/> <p>1 水防通信網の確保</p> <p>(1) 通信連絡施設等の整備強化 水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。</p> <p>(2) 水防管理団体の通信連絡 市の通信連絡は、一般有線通信によるほか、地域防災無線（資料3）、北海道総合行政情報ネットワーク等の無線を用いて行うものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編 p. 31 資料3 地域防災無線局一覧</p> <p>(3) 連絡責任者 水防管理団体及び水防に関する機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知しておくものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 通信連絡</p> <p>第1節 水防通信網の確保</p> <hr/> <p>1 水防通信網の確保</p> <p>(1) 通信連絡施設等の整備強化 水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。</p> <p>(2) 水防管理団体の通信連絡 市の通信連絡は、一般有線通信によるほか、地域防災無線（資料3）、北海道総合行政情報ネットワーク等の無線を用いて行うものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編 p. 33 資料3 地域防災無線局一覧</p> <p>(3) 連絡責任者 水防管理団体及び水防に関する機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知しておくものとする。</p>	<p>ページの変更</p>
----------------------------	---	---	---------------

<p>第7章 第1節 16頁</p>	<p>新設</p>	<p><u>5 浸水想定区域内における地下施設等への情報提供</u> <u>(1) 浸水想定区域</u> <u>浸水想定区域とは、水防法第10条第2項、第11条第1項、第13条第1項、第2項の規定により指定された河川が、堤防の決壊等により氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、水防法第14条の規定に基づき、国土交通大臣及び北海道知事により指定される。</u></p>	<p>地下街等への情報提供等を新設</p>
----------------------------	-----------	---	-----------------------

<p>第7章 第1節 16頁</p>	<p>新設</p>	<p><u>(2) 対象とする施設の範囲</u> <u>対象とする施設の範囲は、帯広市地域防災計画に記載された施設とする。</u></p> <p><u>(ア) 地下街等の地下施設</u> <u>水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、以下のとおりとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>① ふじまるビル (西2条南8丁目1)</u> <u>(平成26年1月20日 避難確保計画等作成済)</u></p> </div> <p><u>(イ) 要配慮者利用施設</u> <u>水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は、以下のとおりとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>① 社会福祉法第2条に規定される「社会福祉事業」を営む業所 所の内、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育所、児童擁護施設、救護施設等</u></p> <p><u>② その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、 特別支援学校、幼稚園、病院・診療所 (有床施設のみ)</u></p> </div> <p><u>※ 要配慮者利用施設に避難確保計画等の作成を促す。</u></p> <p><u>(3) 避難情報等の伝達方法</u> <u>帯広市は、上記(2)で定めた施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報、避難情報等をマスコミ(テレビ・ラジオ)、インターネットのほか、電話、ファクス等により確実に伝達する。</u></p>	<p>地下街等への情報提供等を新設</p>
----------------------------	-----------	--	-----------------------

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材

1 水防資機材の備蓄

水防管理者は水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄するものとする。本市における水防資機材の備蓄場所及び備蓄状況は資料4のとおりである。

なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するものとする。

資料編 p.33 資料4 水防資機材一覧

2 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。本市における水防用土砂の堆積場所は、次のとおりとする。

- ・帯広地区河川防災ステーション敷地内（東10条南20丁目）
- ・帯広市道路車両センター（南町南6線46番地）

新設

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材

1 水防資機材の備蓄

水防管理者は水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄するものとする。本市における水防資機材の備蓄場所及び備蓄状況は資料4のとおりである。

なお、備蓄する資機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

資料編 p.35 資料4 水防資機材一覧

2 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。本市における水防用土砂の堆積場所は、次のとおりとする。

- ・帯広地区河川防災ステーション敷地内（東10条南20丁目）
- ・帯広市道路車両センター（南町南6線46番地）

3 備蓄資機材の緊急事態における使用

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は道の備蓄資機材を使用する場合には、帯広開発建設部帯広河川事務所長又は十勝総合振興局帯広建設管理部長に電話にて承認をうけるものとする。

文言の変更

ページの変更

備蓄資機材の不足について追記

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料4のとおりである。

その際、関係機関は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

資料編 p.35 資料5 水防工法

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料4のとおりである。

その際、関係機関は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

資料編 p.37 資料5 水防工法

ページの変更

<p>第9章 第5節 21頁</p>	<p>第5節 水防配備の解除</p> <hr/> <p>1 水防管理団体の非常配備の解除 水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。</p>	<p>第5節 水防配備の解除</p> <hr/> <p>1 水防管理団体の非常配備の解除 水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。</p>	<p>「はん濫」を 「氾濫」に変更</p>
<p>第10章 第1節 23頁</p>	<p>第10章 水防信号、水防標識等</p> <hr/> <p>第1節 水防信号</p> <hr/> <p>法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの 第2信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。</p>	<p>第10章 水防信号、水防標識等</p> <hr/> <p>第1節 水防信号</p> <hr/> <p>法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの 第2信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。</p>	<p>「はん濫」を 「氾濫」に変更</p>

新設

第11章 協力及び応援

第1節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接水防管理団体に対して応援を求めものとする。
 応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
 法第23条の規定に基づく隣接水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。



第2節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、帯広警察署長に対して、警察官の出動を求めものとする。
 その方法等については、あらかじめ帯広警察署長と協議しておくものとする。

第11章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

北海道開発局帯広開発建設部及び北海道十勝総合振興局は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

▼ 河川管理者の協力が必要な事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報(河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報)の提供(伝達方法については、電話、ファクス等により確実に伝達する。)
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- (5) 帯広開発建設部より災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員派遣

第2節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接水防管理団体に対して応援を求めものとする。
 応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
 法第23条の規定に基づく隣接水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。



第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、帯広警察署長に対して、警察官の出動を求めものとする。
 その方法等については、あらかじめ帯広警察署長と協議しておくものとする。

河川管理者の協力について新設

「第1節」を「第2節」に変更

「第2節」を「第3節」に変更

<p>第11章 第5節 第6節 26頁</p>	<p>第3節 自衛隊の派遣要請</p> <p>水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) 派遣部隊が展開できる場所 (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項</p> <p>新設</p>	<p>第4節 自衛隊の派遣要請</p> <p>水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) 派遣部隊が展開できる場所 (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項</p> <p>第5節 国（帯広開発建設部、帯広測候所）及び北海道（十勝総合振興局）との連携</p> <p><u>(1) 水防連絡協議会等</u> 市は、<u>帯広開発建設部及び北海道（十勝総合振興局）が開催する水防連絡協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な河川情報について、情報収集を行う。</u></p> <p><u>(2) ホットライン</u> 市は<u>河川の水位状況については、帯広開発建設部（帯広河川事務所）及び北海道（十勝総合振興局）とのホットラインにより、また気象状況については帯広測候所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。</u></p> <p>第6節 住民、自主防災組織等との連携</p> <p><u>市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のための必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。</u></p>	<p>「第3節」を「第4節」に変更</p> <p>国及び北海道との連携について新設</p> <p>自主防災組織との連携について新設</p>
-------------------------------------	---	--	---

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--